

# 第2次久喜市環境保全率先実行計画

〔地方公共団体実行計画(事務・事業編)〕

平成29年3月



久喜市

# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1	計画策定の背景	1
2	計画の目的	3
3	計画の位置付け	4
4	計画期間	4
5	計画の対象範囲	5
6	基準年度	5

## 第2章 温室効果ガスの総排出量

1	これまでの取組成果	6
2	基準年度（平成25年度）における温室効果ガスの排出状況	9
3	今後の温室効果ガス排出量の動向	10

## 第3章 計画の目標

1	目標設定の考え方	11
2	温室効果ガス総排出量の削減目標	11

## 第4章 温室効果ガス総排出量の削減に向けた具体的取組

1	重点取組事項	14
2	全ての職場で取り組むべき事項	14
3	施設管理者の取り組むべき事項	18

## 第5章 計画の進行管理

1	計画の推進体制	20
2	進行管理	21
3	職員に対する研修	21
4	実施状況・結果の公表	21
5	計画の見直し	21

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景

---

### (1) 地球温暖化問題

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加にあるとされています。

2014年(平成26年)11月に公表された「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)」の第5次評価報告書統合報告書では、地球の気候が温暖化に向かっていることは疑う余地がなく、原因は人為起源による温室効果ガスの排出である可能性が極めて高いとしています。また、世界の平均気温は、1880年(明治13年)から2012年(平成24年)の期間にかけて0.85℃上昇しているとともに、今後、温室効果ガスの排出削減努力をほとんど行わない場合には、21世紀末における世界平均地上気温は、最大で4.8℃(1986年(昭和61年)から2005年(平成17年)の世界平均地上気温を基準)も上昇すると予測されています。

地球温暖化の進行により、将来、海面の上昇、沿岸での高潮被害、熱波、干ばつ、洪水など、私たちの生活に深刻な影響がおよぶ可能性があるとして指摘されています。

### (2) 国際的な取組

1997年(平成9年)、京都で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)」において、先進国の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減量について2008年(平成20年)から2012年(平成24年)までの期間中に、1990年(平成2年)の水準より5.2%削減(日本は6%)することとし、各国別に法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択されました。

2013年(平成25年)以降の枠組みについては、2009年(平成21年)のコペンハーゲンにおけるCOP15から2014年(平成26年)のリマにおけるCOP20で協議が行われました。

そして、2015年(平成27年)にパリで開かれたCOP21では、先進国、途上国が参加する2020年(平成32年)以降の新たな地球温暖化対策「パリ協定」が採択されました。

その概要は、「世界共通の長期目標として21世紀末に世界平均地上気温上昇を2℃以内の目標のみならず1.5℃への言及」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する」など新たな法的枠組みとなっています。

### (3) 日本の取組

政府は、京都議定書の発効を受け、平成 17 年 4 月に「京都議定書目標達成計画」を策定しました。同計画では、京都議定書の達成目標（6%削減）に向けた温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する具体的な対策、施策が示されています。平成 20 年には、同計画の改定を閣議決定し、地球温暖化対策の充実を図りました。

平成 27 年 7 月、政府は COP21 の開催に先立ち、2020 年（平成 32 年）以降の温室効果ガス削減に向けた「日本の約束草案」を国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。この草案では、国内の排出削減・吸収量の確保により 2030 年度（平成 42 年度）に 2013 年度（平成 25 年度）比 26%削減（2005 年度（平成 17 年度）比 25.4%削減）するという目標が示されています。

平成 28 年 5 月、政府は「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、「日本の約束草案」の削減目標の実現に向けた具体的な取り組みを定め、計画を推進しています。

### (4) 埼玉県取組

埼玉県は、平成 21 年に埼玉県地球温暖化対策実行計画（ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション 2050）を策定し、温室効果ガスの削減目標を 2020 年度（平成 32 年度）までに 2005 年（平成 17 年）比で 25%削減するとしています。同計画では、目標設定型排出量取引制度の創設、建築物の環境性能の向上や太陽光発電の普及拡大などが重点施策として盛り込まれています。

その後、平成 27 年 5 月に計画の中間見直しを行い、計画を改訂しました。その計画では、温室効果ガスの削減目標を、東日本大震災の発生をはじめとした社会・経済環境の大きな変化を踏まえ、県民や事業者などが責任を持てる部分として 2020 年度（平成 32 年度）までに 2005 年（平成 17 年）比で 21%削減するとしています。計画の改訂により、削減が進んでいない家庭・運輸部門の削減の取り組みの強化や、再生可能エネルギーの活用に重点を置いた地球温暖化対策が盛り込まれました。

### (5) 久喜市の取組

本市では、市の事務・事業について、率先して温室効果ガスの削減や環境への負荷を低減するため、平成 24 年 3 月に「久喜市環境保全率先実行計画」を策定し、温室効果ガスを平成 28 年度に平成 22 年度比 5%削減する目標を掲げ、省エネルギー、省資源などの取り組みを進めています。

さらに、平成 24 年 10 月、「久喜市環境基本条例」を制定するとともに、平成 25 年 3 月には、環境の保全及び創造に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するために「久喜市環境基本計画」を策定しました。同計画は、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間を計画期間と定め、「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」を望ましい環境像とし、市民や事業者の協力のもと、その実現に向けた施策を推進しています。

なお、同計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を内包した形のものであり、市内の温室効果ガス排出量を平成 34 年度に平成 21 年度比 25%削減することを目標に、再生可能エネルギーの利用の促進など、地球温暖化防止の取り組みを進めています。

## （6）計画の見直し

「久喜市環境保全率先実行計画」の計画期間（平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間）が平成 28 年度で終了することから、同計画の見直しを行い、新たな計画として「第 2 次久喜市環境保全率先実行計画」を策定します。

なお、新たな計画は、平成 28 年 5 月に閣議決定された、「地球温暖化対策計画」の温室効果ガスの削減目標を踏まえ、かつ、平成 25 年 3 月に策定された「久喜市環境基本計画」に内包している「地方公共団体実行計画（区域施策編）」と連携を図りながら、見直しを行います。

## 2 計画の目的

---

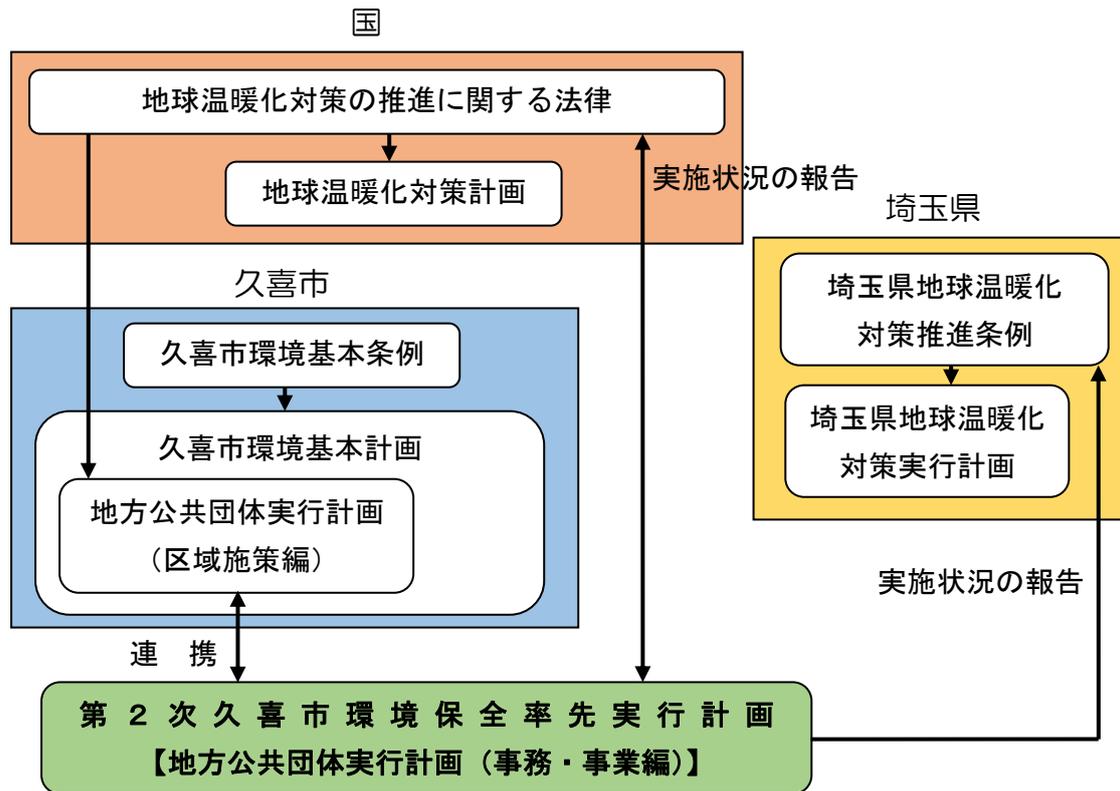
本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づき策定するもので、市自らの事務・事業に伴って排出する温室効果ガス総排出量を削減するための取り組みと、環境負荷を低減するための自主的な取り組みを推進することにより、市民、事業者の自主的・積極的な取り組みを促進することを目的とします。

### 【地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）】

第20条の3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

### 3 計画の位置付け

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「久喜市環境基本計画」及び同計画に内包されている「地方公共団体実行計画（区域施策編）」と連携を図りながら、市の事務・事業にかかる温室効果ガス排出抑制対策を具体的に実行するための計画です。



### 4 計画期間

本計画の期間は、久喜市環境基本計画の終期と整合を図るため、平成29年度から平成34年度までの6年間とします。



## 5 計画の対象範囲

### (1) 対象とする事務・事業及び施設

本計画の対象範囲は、市が所有し、または管理する公共施設におけるすべての事務・事業とします。(指定管理者制度の施設を含みます。)

ただし、一部事務組合の事務・事業は除きます。

### (2) 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定された温室効果ガス7種類のうち、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)及びハイドロフルオロカーボン(HFC)の4種類とします。

なお、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)及び三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)については、微量若しくは排出しないため対象外とします。

温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	主な排出(使用)源	本計画の対象 (○が対象)
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	電気、暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。	○
メタン(CH <sub>4</sub> )	自動車の走行や燃料の使用、一般廃棄物の焼却等により排出される。	○
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	自動車の走行や燃料の使用、一般廃棄物の焼却等により排出される。	○
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。	○
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	
六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。	
三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングに用いられる。	

## 6 基準年度

市の事務・事業の温室効果ガス排出量の削減目標を勘案する上で、基準年度を国で進める計画の基準にあわせることにより、国の削減目標との整合を図ることができるため、平成25年度を基準年度とします。

## 第2章 温室効果ガスの総排出量

### 1 これまでの取組成果

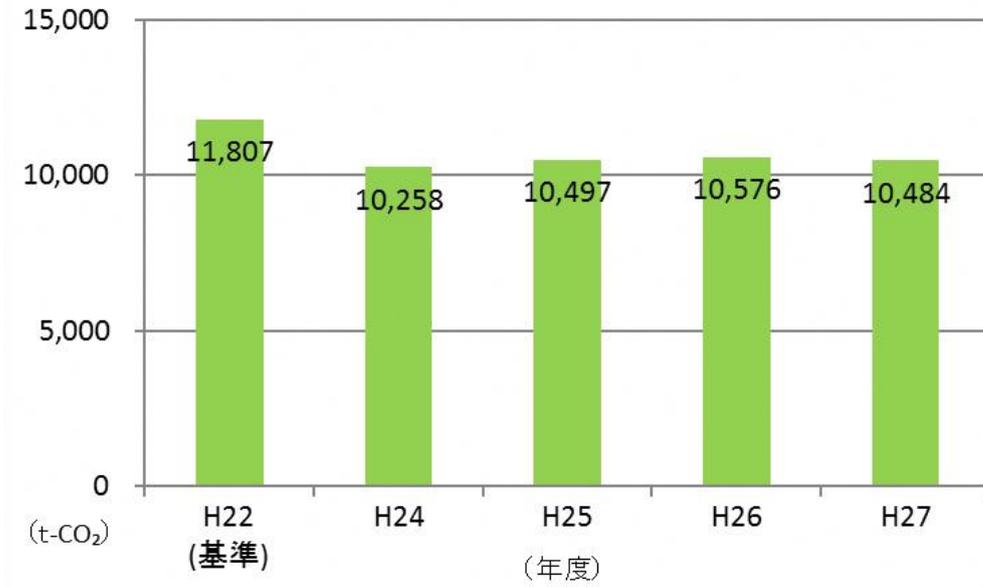
#### (1) 温室効果ガスの排出を直接抑制する取組成果

項目		基準年度(A) (H22年度)	目標値 (H28年度)	実績値(B) (H27年度)	増減率 (B/A)	平成27年度の達成状況
電気使用量		25,280,852kWh	23,748,958kWh	22,370,436kWh	△11.5%	達成
施設の燃料使用量	都市ガス	341,334 m <sup>3</sup>	344,588 m <sup>3</sup>	297,679 m <sup>3</sup>	△12.8%	達成
	LPガス	43,970 m <sup>3</sup>	43,970 m <sup>3</sup>	32,308 m <sup>3</sup>	△26.5%	達成
	灯油	301,240 ㍓	296,958 ㍓	293,849 ㍓	△2.5%	達成
	A重油	19,830 ㍓	13,830 ㍓	14,428 ㍓	△27.2%	未達成
公用車の燃料使用量	ガソリン	106,112 ㍓	117,804 ㍓	87,181 ㍓	△17.8%	達成
	軽油	14,010 ㍓	14,010 ㍓	13,443 ㍓	△4.1%	達成
温室効果ガス総排出量		11,807t-CO <sub>2</sub>	11,223t-CO <sub>2</sub>	10,484t-CO <sub>2</sub>	△11.2%	達成

#### (2) 環境負荷の低減（温室効果ガスを間接的に抑制）を図るための取組成果

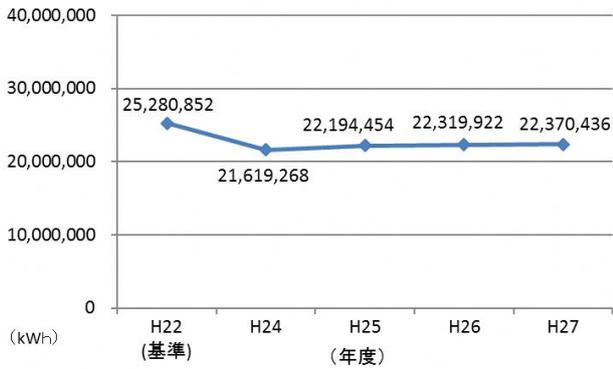
項目		基準年度(A) (H22年度)	目標値 (H28年度)	実績値(B) (H27年度)	増減率 (B/A)	平成27年度の達成状況
水道使用量		293,023 m <sup>3</sup>	292,756 m <sup>3</sup>	264,533 m <sup>3</sup>	△9.7%	達成
コピー用紙購入枚数		14,461,200 枚	13,676,500 枚	13,249,875 枚	△8.4%	達成
ごみの減量	本庁	48 t	18 t 以内	4.9 t	△89.8%	達成
	全庁	分別の徹底	分別の徹底	全部署で概ね良好	—	達成
グリーン購入の推進		購入率95%以上	購入率95%以上	78%	—	未達成
公共工事に係る環境配慮		A評価割合95%以上	A評価割合95%以上	100%	—	達成

### 《温室効果ガス総排出量の推移》

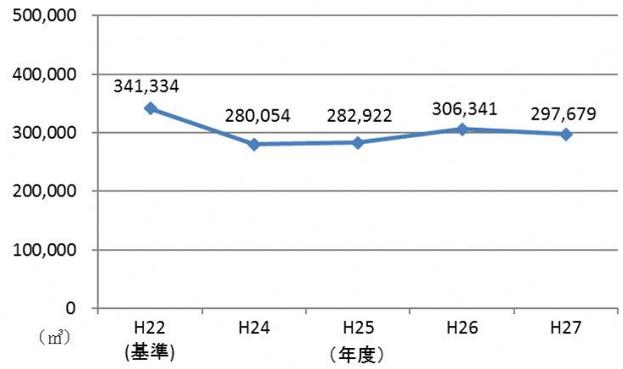


### 《取組項目別使用量の推移》

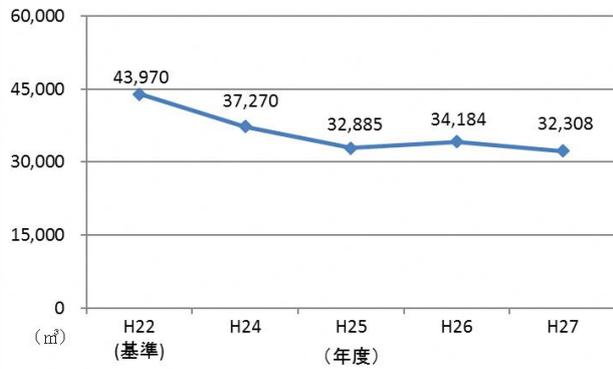
#### 電気使用量



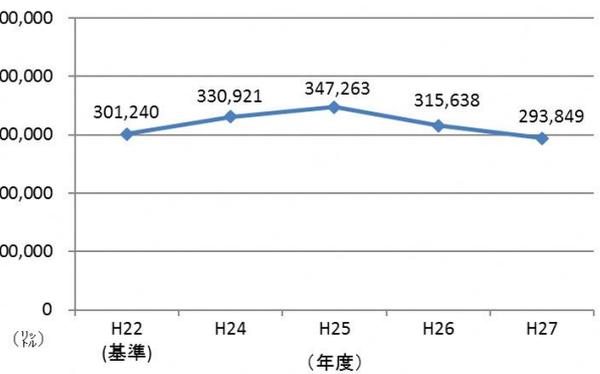
#### 都市ガス使用量



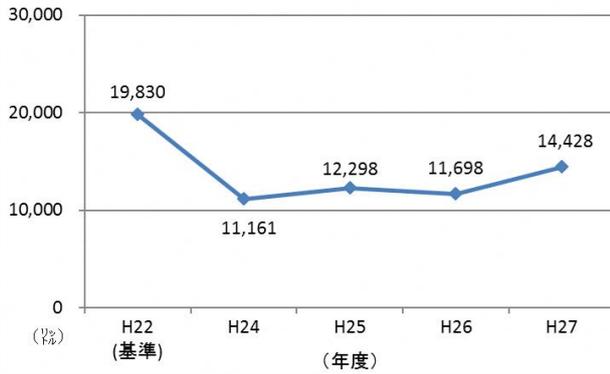
#### L P ガス使用量



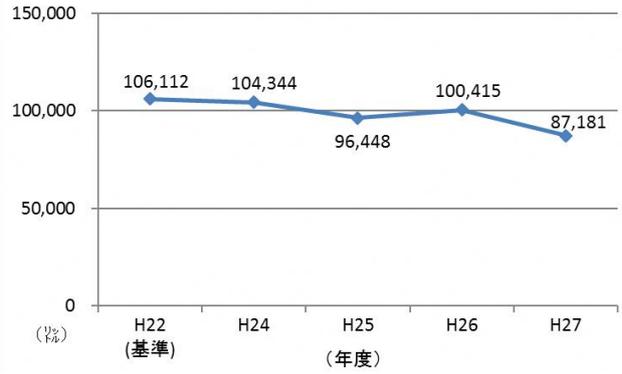
#### 灯油使用量



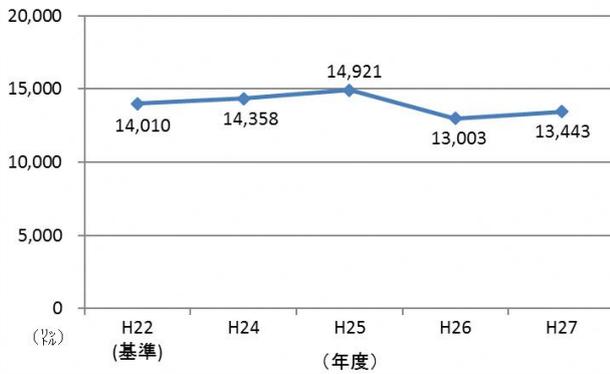
A 重油使用量



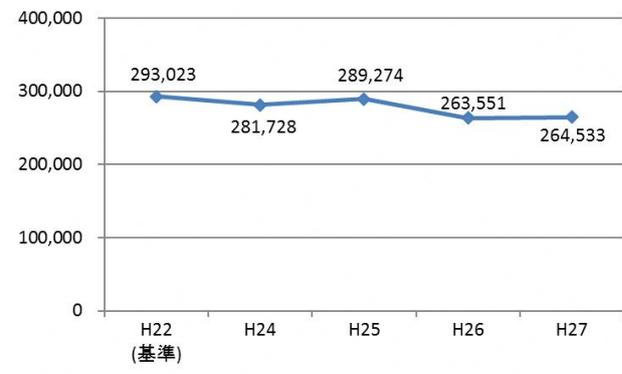
ガソリン使用量



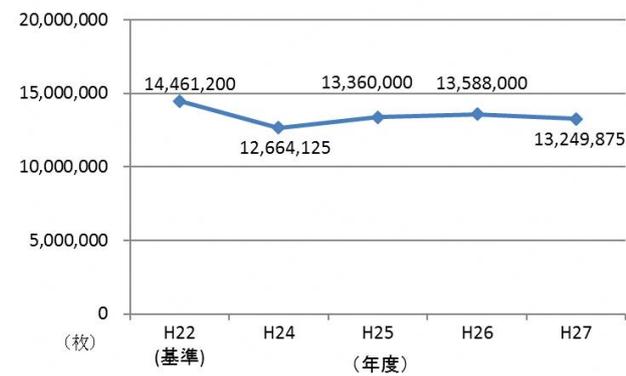
軽油使用量



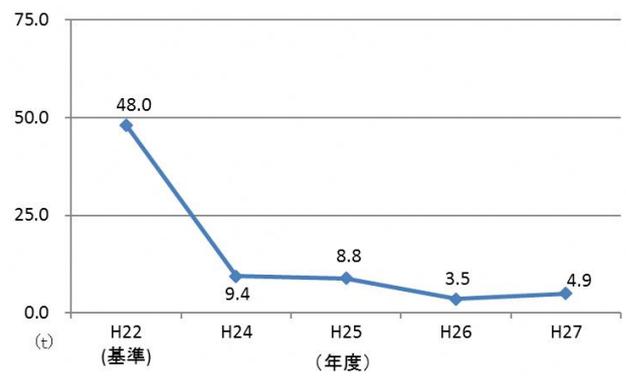
水道使用量



コピー用紙購入枚数



ごみの減量 (本庁舎)



## 2 基準年度（平成25年度）における温室効果ガスの排出状況

### （1）温室効果ガス総排出量の算定方法

基準年度における温室効果ガス総排出量については、温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（平成27年4月 環境省）に沿った方法により算定します。

なお、電気の排出係数については、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」に基づく、事業所計画における第2計画期間の係数（0.495）を採用します。

### （2）温室効果ガス総排出量

本市の事務・事業による温室効果ガス総排出量は、二酸化炭素に換算すると13,107t-CO<sub>2</sub>となっています。

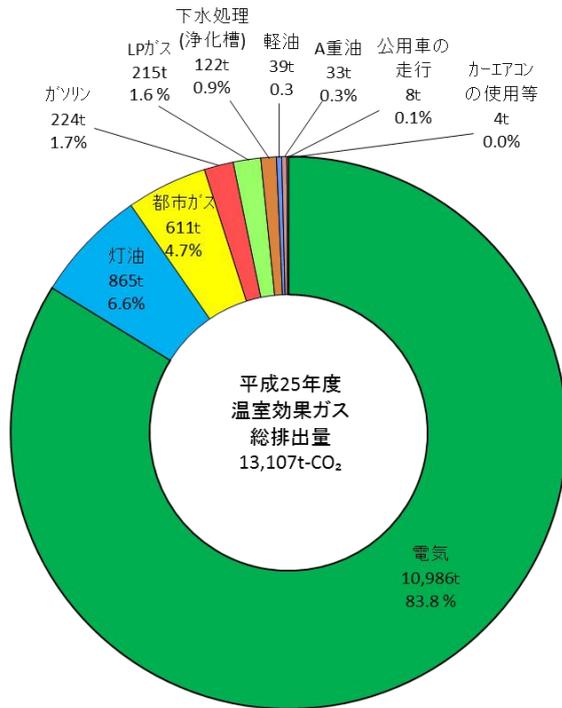
なお、本計画の排出係数等は、久喜市環境保全率先実行計画（前計画）の排出係数等と異なるものがあることから、前計画の温室効果ガス総排出量（10,497t-CO<sub>2</sub>）とは一致しません。

### （3）温室効果ガスの発生源別排出量

発生源別では、電気の使用が83.8%を占め、次いで灯油が6.6%、都市ガスが4.7%、ガソリンが1.7%、LPガスが1.6%、下水処理（浄化槽）が0.9%、A重油と軽油が0.3%、公用車の走行が0.1%、カーエアコンの使用等が0.0%となっています。

発生源	対象ガス	二酸化炭素換算排出量	
		t-CO <sub>2</sub>	構成比 (%)
電気	CO <sub>2</sub>	10,986	83.8
都市ガス	CO <sub>2</sub>	611	4.7
LPガス	CO <sub>2</sub>	215	1.6
灯油	CO <sub>2</sub>	865	6.6
A重油	CO <sub>2</sub>	33	0.3
ガソリン	CO <sub>2</sub>	224	1.7
軽油	CO <sub>2</sub>	39	0.3
公用車の走行	CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O	8	0.1
カーエアコンの使用等	HFC	4	0.0
下水処理（浄化槽）	CH <sub>4</sub> ・N <sub>2</sub> O	122	0.9
計		13,107	100.0

### 発生源別二酸化炭素排出量（平成 25 年度）



### 3 今後の温室効果ガス排出量の動向

本計画の計画期間である平成 34 年度までに、施設の新設や設備の改修など、今後の温室効果ガスの増減の主なものは下表のとおりとなります。

要因	内容
増加要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮称）久喜市子育て教育センターの新設</li> <li>・（仮称）久喜市生涯学習センターの新設</li> <li>・小、中学校（計 3 4 校）に空調設備を設置</li> <li>・東鷲宮駅東口にエレベーター 1 台、エスカレーター 2 台を設置</li> <li>・東鷲宮駅西口にエレベーター 1 台、エスカレーター 2 台を設置予定</li> </ul>
減少要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営釣場（清久大池・西池）の廃止</li> <li>・農業センターの廃止</li> <li>・水源井（上水道の井戸）を 2 基廃止</li> <li>・防犯灯の市内全域 LED 化</li> <li>・東鷲宮駅バリアフリー化に伴い照明灯の一部を LED 化</li> </ul>

※給食センターの新設については、建築面積や使用エネルギーが未定のため、対象から除いています。

## 第3章 計画の目標

### 1 目標設定の考え方

温室効果ガスの排出を直接抑制する取り組みについては、国の「地球温暖化対策計画」の削減目標（2030年度（平成42年度）に2013年度（平成25年度）比26.0%削減）と本市の平成42年度における削減目標との整合を図ります。

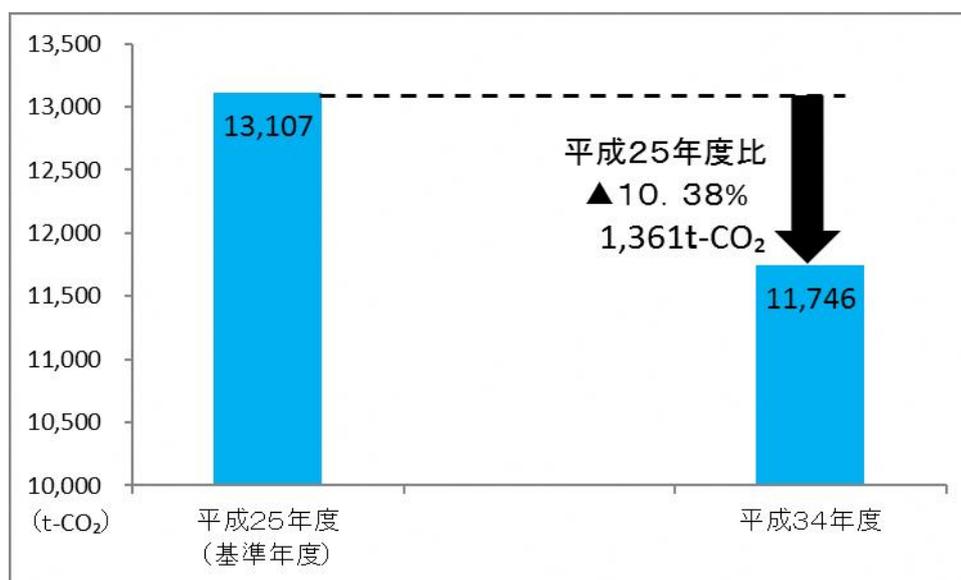
整合を図った削減目標を、本市の今後の温室効果ガス排出量の増減を踏まえながら、平成42年度まで段階的に削減するとした上で、その途中経過（平成34年度）の削減率等を目標として設定します。

また、環境負荷の低減（温室効果ガスを間接的に抑制）を図るための取り組みについては、市民、事業者の自主的・積極的な取り組みを促進するため、引き続き削減等を推進していきます。

### 2 温室効果ガス総排出量の削減目標

#### (1) 目標

温室効果ガス総排出量を平成34年度までに、平成25年度比で10.38%削減することを目標とします  
目標値 11,746 t-CO<sub>2</sub>以下



(2) 項目別の取組目標

①温室効果ガスの排出を直接抑制する取組目標

項目		基準年度 (H25年度)	取組目標 (平成34年度)	
			目標値	削減率
電気使用量		22,194,454kWh	19,837,114kWh以下	10.6%減
施設の 燃料 使用量	都市ガス	282,922 m <sup>3</sup>	302,676 m <sup>3</sup> 以下	7.0%増
	LPガス	32,885 m <sup>3</sup>	31,526 m <sup>3</sup> 以下	4.1%減
	灯油	347,263 ㍓	275,945 ㍓以下	20.5%減
	A重油	12,298 ㍓	10,872 ㍓以下	11.6%減
燃料 使用量 の 公用車	ガソリン	96,448 ㍓	81,952 ㍓以下	15.0%減
	軽油	14,921 ㍓	10,423 ㍓以下	30.1%減
温室効果ガス 総排出量		13,107t-CO <sub>2</sub>	11,746t-CO <sub>2</sub> 以下	10.38%減

※ 公用車の走行は、燃料使用量の削減が走行距離の削減と密接に係っており、また、削減効果も小さいことから取組目標から除きます。

また、カーエアコンの使用等及び下水処理（浄化槽）は、自動車の保有台数や浄化槽の処理人数に基づき温室効果ガス排出量の算定を行うことから、削減対象とすることが難しいため、取組目標から除きます。

②環境負荷の低減（温室効果ガスを間接的に抑制）を図るための取組目標

項目	基準年度 (H25年度)	取組目標 (平成34年度)	
		目標	削減率
水道使用量	289,274 m <sup>3</sup>	基準年度以下	—
コピー用紙購入枚数	13,360,000 枚	基準年度以下	—
ごみの減量	分別の徹底	分別の徹底	—
グリーン購入の推進	購入率 95%以上	購入率 95%以上	—
公共工事に係る環境配慮	A評価割合 95%以上	A評価割合 95%以上	—

(3) 年度別の取組目標

①温室効果ガスの排出を直接抑制する取組

項目		取組目標					
		上段：削減率 下段：目標値					
		H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
電気使用量(kWh)		-1.8% 21,801,564	-3.5% 21,408,674	-5.3% 21,015,784	-7.1% 20,622,894	-8.9% 20,230,004	-10.6% 19,837,114
施設の燃料使用量	都市ガス(m <sup>3</sup> )	4.4% 295,294	3.3% 292,125	4.3% 295,200	9.3% 309,116	8.1% 305,896	7.0% 302,676
	LPガス(m <sup>3</sup> )	1.0% 33,206	0.0% 32,870	-1.1% 32,534	-2.1% 32,198	-3.1% 31,862	-4.1% 31,526
	灯油(ℓ)	-16.3% 290,625	-17.2% 287,689	-18.0% 284,753	-18.8% 281,817	-19.7% 278,881	-20.5% 275,945
	A重油(ℓ)	-6.9% 11,452	-7.8% 11,336	-8.8% 11,220	-9.7% 11,104	-10.7% 10,988	-11.6% 10,872
燃料使用量の 公用車の	ガソリン(ℓ)	-10.5% 86,312	-11.4% 85,440	-12.3% 84,568	-13.2% 83,696	-14.1% 82,824	-15.0% 81,952
	軽油(ℓ)	-10.8% 13,308	-30.1% 10,423	-30.1% 10,423	-30.1% 10,423	-30.1% 10,423	-30.1% 10,423

②環境負荷の低減（温室効果ガスを間接的に抑制）を図るための取組

項目	取組目標					
	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
水道使用量	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下
コピー用紙購入枚数	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下
ごみの減量	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底	分別の徹底
グリーン購入の推進	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上
公共工事に係る環境配慮	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上	95%以上

## 第4章 温室効果ガス総排出量の削減に向けた具体的取組

市の事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの削減目標を達成するため、次に掲げる具体的な取組みを行います。

### 1 重点取組事項

下記の事項は、計画的に優先して取り組めます。

- (1) 省エネルギー型照明機器の導入  
公共施設等の新設や大規模改修時には、LED照明機器等の省エネルギー型照明を積極的に導入する。なお、既存の公共施設や道路・公園等の屋外照明機器についても省エネルギー型照明機器の導入を推進する。
- (2) 太陽光発電システムの導入  
公共施設の新設や大規模改修時には、太陽光発電システムを積極的に導入する。なお、既存の施設についても、太陽光発電システムの導入を推進する。
- (3) 低公害車の導入  
自動車の購入又はリースの際には、低公害車（電気自動車、ハイブリッド自動車等）の導入を推進する。
- (4) 環境負荷の低い空調・機械設備の導入  
空調・機械設備の新設、更新に当たっては、エネルギー消費効率の高い設備・機器で環境負荷の低いものを導入する。
- (5) 公共施設等の統廃合の推進  
久喜市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の統廃合を推進する。

### 2 全ての職場で取り組むべき事項

#### ◇温室効果ガスを直接抑制する取組

- (1) 電気使用量の削減
  - ① 照明器具の管理
    - ・節電委員、副節電委員の制度を活用し、昼休み時等は、消灯を徹底する（窓口業務等は除く）。
    - ・会議室、給湯室、トイレ、ロッカー室など、使用頻度の少ない部屋や使っていない部屋はこまめに消灯する。
    - ・ライトアップなどの屋外照明については、可能な限り時間短縮や間引き消灯を行う。

- ・やむを得ず残業する場合、必要な箇所だけ照明を点灯するようにする。

## ② O A 機器等の管理

- ・O A 機器等は、機器の機能や業務に支障を及ぼさない範囲でこまめに電源を切る。  
特に、業務終了後、プラグを抜くこと。
- ・現場や会議に出るときは、パソコンの電源を切るか、スリープにする。

## ③ その他

- ・エレベーターは、荷物運搬以外の使用はなるべく控える。
- ・夏、冬期には、室温にあわせた服装（クールビズ、ウォームビズ）を心がける。
- ・ノー残業デーを徹底する。

## (2) 燃料使用量の削減

- ・自動車の合理的、効率的な運行に努める。
- ・水曜日のノーカーデーを徹底する。
- ・アイドリング・ストップを順守する。
- ・人待ちや荷物の積卸し、踏み切り待ちの時は、エンジンを切る。
- ・急発進、急加速をせず、エコドライブを心がける。
- ・自動車に無駄な荷物は積載しない。
- ・出張は電車等の公共交通機関を利用する。
- ・市内近距離の移動は、公用自転車を積極的に利用する。
- ・自動車のエアコンはこまめに調整する。
- ・公用車の運行前に、タイヤの空気圧や黒煙排出状況などの点検を適切に実施する。
- ・お湯の沸かし過ぎの防止や使用後の確実な栓締めなど、給湯器具の適正な使用を図る。

## ◇環境負荷の低減を図る取組

### (1) 水道使用量の抑制

- ・食器類の洗浄は、溜めすすぎをするように努める。
- ・公用車の洗車は、バケツを利用して洗車する。
- ・水の出しっぱなし、流しっぱなしをしない。
- ・トイレ使用時は、2度流しをしない。

### (2) 再生紙の使用と紙使用量の抑制

- ・用紙類は、古紙配合率の高い用紙を使用する。
- ・両面印刷・両面コピーを徹底する。

- ・会議資料の簡素化を心がける。
- ・会議は、原則として封筒を配布しない。
- ・庁内LAN、電子メールの活用によるペーパーレス化を図る。
- ・FAXの送信票は、極力省略する。
- ・コピー機使用前と終了後に「オールクリア(AC)」キーを押し、ミスコピーを防止する。
- ・ミスコピー用紙は、メモ用紙や裏面を再度利用する。
- ・使用済み封筒は、課内供覧用、庁内連絡用などに利用する。
- ・資料、報告書等は、配布先を精査し、必要最小限作成する。
- ・廃棄文書等の、金具をはずすことを徹底する。  
その際、クリップやガチャ玉など、再利用が可能なものは保管し、再使用する。
- ・文書、資料の共有化を進め、個人所有の資料を極力減らす。
- ・印刷物は、古紙配合率の高い用紙を発注する。
- ・印刷物は、配布先等を十分検討し、印刷部数の適正化に努める。
- ・紙の再生利用を妨げることはないよう、報告書等の各種印刷物の表紙などに特殊コーティングは行わない。
- ・用紙類、帳票類の作り置きは、極力減らす。
- ・再生紙の普及を促進するため、作成する印刷物等には、使用した用紙の古紙配合率、再生紙使用マーク、白色度、環境配慮型インキ（大豆油インキ等）マークなどを表示する。

### (3) 廃棄物の減量化・適正処理

- ・物品の共有化による効率的利用や詰替え製品の利用による長期使用に努める。
- ・分別回収ボックスを適切に配置し、分別回収を徹底する。
- ・生ごみは、水切りを徹底するとともに、調理くずや食べ残したものなどの排水への混入を防止する。
- ・備品類、機器類に故障や不具合を生じた場合は、むやみに更新することなく、修理、補修により長期間使用する。
- ・使い捨て容器の使用や購入を控える。
- ・有害物質等の廃棄は、関係法令を順守して適正に処理する。
- ・シュレッダーの使用は、必要最小限にする。
- ・買い物の際には買い物袋を持参するように努める。
- ・包装はなるべく簡易にする。
- ・簡易包装や廃棄時に分別が容易な製品など、環境に配慮した製品を購入する。

- ・保存年限を過ぎて廃棄する文書は、焼却処分せずにリサイクルする。  
特に、秘密文書及びシュレッダーごみについては、リサイクルのルートを確立し、個人情報保護とリサイクルの両立を図る。
- ・施設内の調理室等から生じる生ごみ、植栽木の剪定枝、落葉のコンポスト化（堆肥化）に努める。
- ・弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ・昼食のプラスチック弁当容器などは、なるべく購入業者に引取りをお願いする。
- ・マイ箸を利用し、割り箸は使わないようにする。

#### (4) 再生材を使用した事務用品等の購入

- ・グリーン購入に適合したものを購入する。  
(エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルも参考とする。)
- ・再生材ができるだけ多く使用されている製品を購入する。
- ・無包装や簡易包装された製品を購入する。
- ・修理や部品交換がしやすく、繰り返し使える製品を購入する。
- ・詰替え可能な製品やリターナブル容器での販売製品を購入する。
- ・廃棄する時のことを考慮し、リサイクルしやすい素材の製品や分別が簡単な製品を購入する。
- ・塩化ビニル系製品など、焼却時に環境汚染物質を発生する可能性のある製品の購入は控える。
- ・プラスチック製品には、再生プラスチックが使用されている製品を購入する。
- ・間伐材、未利用繊維などが使われている製品を購入する。
- ・長期間使用が可能な製品を購入する。

#### (5) 公共工事に係る環境配慮

- ・公共事業環境配慮推進状況評価実施要領により推進する。

### 3 施設管理者の取り組むべき事項

#### ◇温室効果ガスを直接抑制する取組

##### (1) 施設・設備等の新設、更新、改修

###### ① 省エネルギー対策

- ・施設改修時、部分消灯が可能となるようにする。
- ・空調設備の新設、更新に当たっては、個別空調・集中制御を基本とし、運転エリアを必要最小限とする。
- ・複層ガラスの設置や断熱材を使用し、建物の断熱性の向上を図る。
- ・ブラインド・カーテンの設置などで日射コントロールを行い、空調効率を上げる。
- ・OA機器や電気製品の更新、導入に当たっては、省電力機器を購入する。  
(国際エネルギースターロゴや省エネラベルが付いている製品)

###### ② 新エネルギー・自然エネルギーの活用

- ・屋外照明は、太陽光発電などを活用した機器の導入に努める。
- ・自然採光を活用した設計とする。
- ・敷地内の植栽に努め、夏の日射遮断と冬の日射集熱（利用）を図る。

###### ③ その他

- ・新規施設は、高耐久性構造・工法を採用する。

##### (2) 施設・設備等の運用管理

###### ① 省エネルギー対策

- ・屋外照明等は、安全の確保に支障のない範囲で消灯若しくは間引き消灯をする。
- ・空調設備は、適切な運転区域の設定や区画の使用状況に応じた運転時間を設定するなど、必要最小限の運転を行う。
- ・冷暖房における適正な温度管理(冷房時28℃、暖房時19～20℃)に努める。
- ・空調機のフィルターは、定期的に清掃する。
- ・エレベーターは、施設の利用実態に応じて運転台数の制限や運転時間の調整を行う。
- ・施設内に設置している自動販売機は、利用状況に応じて必要最小限の台数とするとともに、業者に対して省エネルギー型の機種への変更を要請する。
- ・屋上・壁面緑化(緑のカーテンなど)に努めることにより、建物温度の上昇を低減する。

- ・給湯設備は、季節に応じた給湯時間・範囲の制限、給湯温度の設定変更などを行う。
- ・ボイラーなどの燃焼設備の適正な運転と燃料効率の向上を図る。

## ② その他

- ・公用車の使用状況を把握し、台数の適正化に努める。
- ・フロン等を使用する冷媒機器（空調機等）は、定期的な点検を実施し、廃棄処分（回収・再利用又は分解処理）に至るまで適正に管理する。
- ・消火設備を設置する際は、ノンフロン設備を導入する。

## ◇環境負荷の低減を図る取組

### (1) 施設・設備等の新設、更新、改修

- ・トイレなどの設備は、節水型のものを設置する。
- ・散水やトイレに利用するため、雨水貯留設備の導入に努める。
- ・建設資材は、再生材や再生可能な材料を積極的に使用する。
- ・建設副産物（建設廃棄物、建設発生土）の発生抑制、再利用の促進、適正処理を徹底する。
- ・生ごみ処理機の導入を推進する。

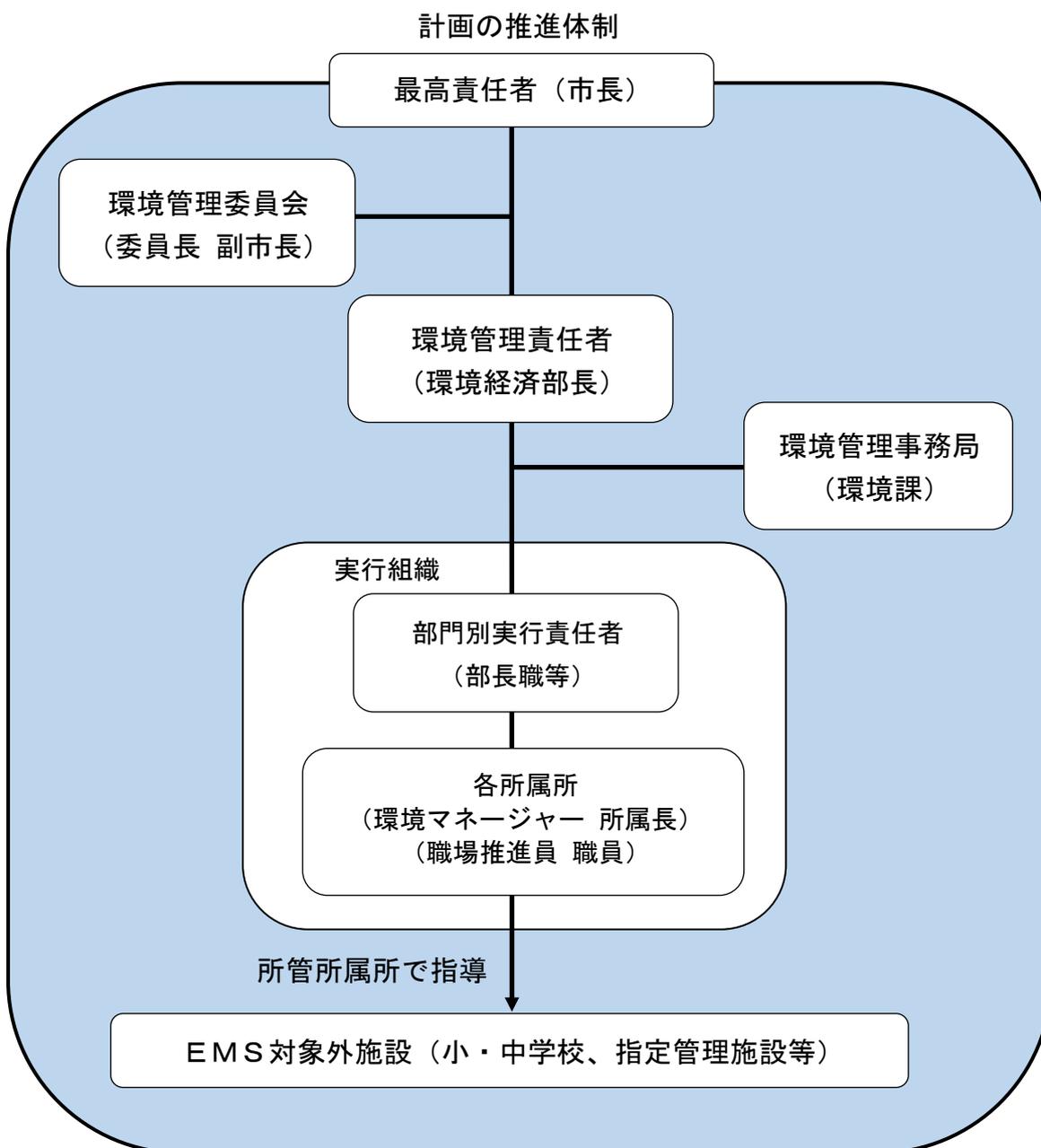
### (2) 施設・設備等の運用管理

- ・水道は水圧の調整、節水器具の設置で無駄な使用を減らす。
- ・定期的に漏水調査をする。
- ・コピー機、プリンターの使用済みトナーカートリッジは、回収とリサイクルが徹底されるようメーカー等に要請する。

## 第5章 計画の進行管理

### 1 計画の推進体制

計画を効率的かつ効果的に推進するため、久喜市環境マネジメントシステム（EMS）の組織、体制を活用して取り組みます。



## 2 進行管理

---

計画の進行管理は、計画（Plan）、実施及び運用（Do）、点検及び是正措置（Check）、見直し（Act）のPDCAサイクルにより実施している「久喜市環境マネジメントシステム実施要領」に基づく手続き等と連動させながら行います。

また、必要に応じて、実施要領等の手順書の見直し・改善を図っていきます。

なお、EMS対象外施設は、環境管理事務局で作成するEMS対象外施設目標について、EMS対象外施設を所管している所属所が実施要領等の手順書に準じ、指導することとします。目標の進捗状況を定期的に確認し、是正措置が必要な場合は、是正対象施設に指導するとともに、環境管理責任者（環境経済部長）に文書で報告するものとします。

## 3 職員に対する研修

---

本計画に掲げられた取り組みを推進していくためには、職員一人ひとりの自覚と意識が重要です。職員の自覚と意識を向上させるため、地球温暖化問題に関する情報の提供や、取り組み内容に関する研修を実施します。

## 4 実施状況・結果の公表

---

本計画の温室効果ガス総排出量の結果及び計画の実施状況等については、広報、市のホームページ等で年1回公表します。

## 5 計画の見直し

---

本計画は、計画の前提が大きく変わるような社会情勢の変化や法改正などが生じた場合、計画の目標や取り組みなどについて、必要に応じて見直しを行うものとします。

また、計画の目標に対し、削減実績（2年以上の平均）が大幅に上回っている場合、目標の見直しを行うものとします。

## 第2次久喜市環境保全率先実行計画

発行 平成29年3月

発行者 久喜市環境経済部環境課

〒346-8501 久喜市下早見85-3

TEL 0480-22-1111

FAX 0480-22-9364

ホームページ <https://www.city.kuki.lg.jp>

Eメール [kankyo@city.kuki.lg.jp](mailto:kankyo@city.kuki.lg.jp)

この冊子は、グリーン購入に該当する用紙を使用して作成しています。